

会津若松市スマート農業導入支援事業補助金の募集

令和7年度の本補助金の第3回目の要望調査を実施します。詳細は以下のとおりです。

目的	スマート農業機器等の導入により営農活動における課題解決に取り組む市内農業者に対し、スマート農業機器等の導入に係る経費の一部を支援するものです。
対象者	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 地域計画において地域の農業を担う者に位置付けられた経営体
対象経費	農林水産省が定める「 <u>農業新技術 製品・サービス集</u> 」に掲載されている機器等の購入に係る経費
補助率	3／10 <u>以内</u> （上限100万円）／1事業者あたり
対象品目	本市振興作物 ☐ 土地利用型作物（水稻、大豆、そば） ☐ 園芸作物 野菜（トマト、アスパラガス、キュウリ、ホウレンソウ、サヤインゲン、ピーマン、イチゴ、サトイモ） 果樹（会津みしらず柿、リンゴ、モモ、ブドウ、オウトウ） 花き（トルコギキョウ、ストック、ラナンキュラス） 薬用（会津人参） ☐ 畜産（会津地鶏、肉用牛）

<機器の例>

農業用ドローン、水管理システム、自動操舵トラクター、直進アシスト田植え機 etc.
（詳細は農林水産省の「農業新技術 製品・サービス集」でご確認ください。）

【 裏 面 あ り 】

■提出書類

(1)スマート農業導入支援事業実施計画書（別紙様式1）

(2)添付書類

①共通

☐導入予定の機器等の見積書（原則2社以上）及びカタログ

☐直近の（消費税）確定申告書の写し

②事業目標で「経営面積の拡大」を選択した場合

☐営農計画書、農地台帳、農作業受託契約書など

③事業目標で「販売額の向上」もしくは「経費削減」を選択した場合

☐税務申告書（白色申告：収支内訳書、青色申告：損益計算書）、決算書など

④事業目標で「労働時間の短縮」を選択した場合

☐作業日報、農作業時間削減計画書など

⑤事業目標で「その他」を選択した場合

☐（※目標を客観的に判断できる資料）など



■提出〆切：令和7年12月10日（水）17時まで

■スケジュール

(1)12/10：①計画書の提出〆切

(2)12月末：①補助対象者の決定 ⇒ ②交付申請書の提出

(3)1月上旬：①交付決定 ⇒ ②補助事業開始（←この時点で発注可能となります）

(4)納品完了後：①実績報告書と交付請求書の提出 ⇒ ②補助金の交付

(5)翌年度以降：目標達成状況報告書（添付書類含む）の提出（3年間は必須）

■Q&A

Q1. どのように補助対象者を決定するのか？

A1. 提出された計画書（別紙様式1）及び添付書類を基に、市で審査して決定します。場合によっては不採択となる可能性もございます。

Q2. 「農業新技術 製品・サービス集」とは？

A2. 農林水産省のHPで公開している冊子です。以下からご覧できます。



お問い合わせ：会津若松市役所 農政課 農業活性化グループ 担当／小柴

電話：0242-39-1253 / mail:nosei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

※計画書のデータは、市HPからダウンロードいただけます。

会津若松市HP スマート農業 補助金 で検索してください。